

監 査 報 告 書

令和 8 年 6 月 1 2 日

学校法人 岐阜済美学院
理 事 会
評 議 員 会 御 中

学校法人 岐阜済美学院
監 事 下斗米 利 男 ⑩
監 事 渡 邊 厚 ⑩

私たち監事は、私立学校法(令和 7 年 4 月 1 日施行)第 52 条第 1 項第 1 号及び学校法人岐阜済美学院寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人岐阜済美学院の令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)の、業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第 29 条第 1 項第 2 号に基づき、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び教職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第 13 条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第 37 条 3 号)を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人公認会計士加藤伸二の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上